

令和3年第5回宇佐市教育委員会会議録

令和3年4月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員	教 育 長	高月 晴彦
	教 育 長職務代理者	徳光 優子
	委 員	河野 浩一
	委 員	古里 万里子
	委 員	佐藤 修水

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	上田 積
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第35号	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について	(教育総務課)
議第36号	宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	(学校教育課)
議第37号	小規模特認校就学申請について	(学校教育課)
議第38号	指定校変更について	(学校教育課)
議第39号	宇佐市教育用情報端末機等の利用及び管理に関する要綱の 制定について	(学校教育課)
議第40号	社会教育委員の委嘱について	(社会教育課)
議第41号	公民館運営審議会委員の委嘱について	(社会教育課)

◎報告事項

(1) 5月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和3年第5回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和3年第4回の会議録を読み上げる)
令和3年第4回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第35号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教
育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長 議第35号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご
説明します。3Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第35号宇佐市教育委員会事務局職員の人
事異動については、承認とし、次に議第36号宇佐市いじめ問題
専 門 委 員 会 委 員 の 委 嘱 について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長 議第36号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、ご
説明します。4Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
ないようですので、議第36号宇佐市いじめ問題専門委員会委員
の委嘱については、承認とし、次に議第37号小規模特認校就学
申 請 について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長 議第37号小規模特認校就学申請について、ご説明します。5P
をご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 リモート学習の祖父母と宇佐市に住む祖父母は同じ人ですか。
学 校 教 育 課 長 同じです。
委 員 では離れていて関わっていたということですか。
学 校 教 育 課 長 そうです。
教 育 長 ほかに質問はありませんか。
ないようですので、議第37号小規模特認校就学申請について
は、承認とし、次に議第38号指定校変更について、学校教育課
に説明を求める。
学 校 教 育 課 長 第38号指定校変更について、ご説明します。6Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 1件目ですが、理由は一つで良かったでしょうか。
学 校 教 育 課 長 学期途中の転居については基本的には小学校5年生はそれでよ

いです。

教 育 長 4年生以下だとその学期のみですが、5、6年生については、卒業までと以前からやってきております。

ほかに質問はありませんか。

ないようですので、議第38号指定校変更については、承認とし、次に議第39号宇佐市教育用情報端末機等の利用及び管理に関する要綱の制定について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第39号宇佐市教育用情報端末機等の利用及び管理に関する要綱の制定について、ご説明します。7～10Pをご覧ください。(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

委 員 取扱規定を定めておくことは、大切なことだと思いますが、OECDの調査等によると家庭学習や自主学習にコンピューターを使っている割合は加盟国で最下位、その一方でゲームやSNSの利用はトップだという風に、子どもたちにとってコンピューターが娯楽の道具であるという感覚がまだまだ強いのではないかと。学習の道具という風に変えていって、自分の学びが豊かになったという実感を持てるようになるためには、相当使っていく取組みをしないとなかなかそうはならないかと思えます。子どもが安全安心に使っていただけるように環境整備、例えば紛失したときには位置情報がわかるとか、有害サイトには入れないようにしているけれども検索したときには検索内容等が委員会のほうで把握できるとか、そういった教育も含め安心安全に使うためのフォロー、委員会としてのフォローを十分に行って、子どもが本当に良さを実感できるように使用していただけるようにしてほしいと思うのと、不登校であるとか、長期の病気療養者であるとか、極小規模校で1人2人しかいないようなところとかが十分学びを保証されるために、保護者を含め連携をしていかないと難しいのではないかと思うので、そういったところをバックアップしてほしいと思います。

教 育 長 2点について、学校教育課お願いします。

学校教育課長 あまりにも規制をかけすぎると使えないし、使ってみないといけないところは校長・所長会等で話をしています。ただ、先ほど委員がおっしゃられたようにSNSのトラブルであったり、目が悪くなったり、ゲーム漬けになったりという懸念はあります。今のところ基本的に、失くしたとき位置情報はわかるようになっておりますが、電源が入っていないとわからないことはありますし、管理の問題はもちろんあるかと思えます。子どもたち

が何を見たかは把握ができるようにデータが残るところを指導しております。考えられる範囲でのトラブル回避のための設定等は十分しているつもりです。ただ、実際に保健室登校の子どもなどは、昨年度から活用できるところは使っているのですが、音が聞き取れなかったりしています。学校内でもそんな状況があるので、家庭に持って帰ったときに実際につながるのか、音が聞こえるのか、低学年は保護者がいなくても設定したりパスワードを入れたりが可能なのかとか、大阪で実際やり始めているようですし、他都道府県の状況等もこれから参考に、とにかく色々使ってみましょうということです。

教 育 長 情報活用能力リテラシーの向上ということも合わせて行うということで学校教育課で計画し、できるだけ使っていただくという学校へのお願いはしております。セキュリティ面はかなり厳しい設定にして、先ほどの部分についてはカバーできているのではないかと考えております。そして、確かに小規模校で1人2人のところで協同の学びができないところについては、他校と実験的に遠隔授業を進めています。委員さんのご心配される通りだと思いますので、学校教育課できちんと対応していきたいと思っております。お願いします。

委 員 員 お願いします。
教 育 長 ほかに質問はありませんか。
委 員 私は、心配ではなく大いに使ってもらいたく、夏休み冬休みという期間に活用されればいいと思うのですが、そういった場合遠隔になるので指導関係がどういう風になるのかと。

教 育 長 そのあたりはどうでしょうか。
学 校 教 育 課 長 基本的に、長期休業自体はお休みで授業日ではないため、子どもたちが持ち帰って宿題とか勉強とかはあると思いますが、実際に授業をすることはないと捉えています。例えばこれから臨時休業が全国一斉になったり、夏休みが延びる状況になった場合はありえるのですが、基本的にはオンラインでの授業は今後の検討課題となります。

委 員 員 ぜひ進めてほしいと思います。

教 育 長 今後の課題ということで。

ほかに質問はありませんか。

委 員 員 長期休みとかではなく学校の中休み昼休み等は使えるのですか。
学 校 教 育 課 長 基本的には、登校してから放課後まで使えますという基準は設けていますので、先生たちがいない状況の中で実際にどのように使うのか、最初のうちはルールはあろうかと思っております。学びをしたという子どもたちは、中休みなどドリル的なものをするなど妨

げるものではありません。

委員 ラジオで聞いたのですが、先にタブレット端末が普及している地域の学校で昼休みに自由に使っていい学校では、今までは外で遊んでいたのに、みんな教室でタブレットをやっているのが心配といわれていたので、そういうことが起こりうるのかと。

学校教育課長 あくまでもアイテムの一つなので、そればかりになったらという心配はあります。外で遊ぶこととバランスよくということも大切。タブレットで何もかもできるというわけではないので、教職員の研修も含めてしっかりやっていきたいと思っています。

教育長 ほかにも質問はありませんか。

委員 例えばドリルなど、ID とかがあればタブレットを持って帰らなくても家のパソコンで学校で使っているものを使用するということはできるのか。

学校教育課長 アプリケーションソフトは「ロイロノート」というものを入れています。これは他の市町村も結構入れているものです。タブレットを持って帰らなくても、ロイロノートは家にパソコンがあればパスワードを入れて使えます。ただ、やはり家庭のネット環境がそれぞれ違いますので、学校からこれでやりなさいという場合は必ず全員持って帰ることが前提となります。使える子は使えるのですが、一斉にということは今のところはできない状況です。

教育長 ほかにも質問はありませんか。

委員 バッテリーなので充電の減りが出るんですね。そうしたときに一人の子どものところに集まって仲良さそうに見えるけれど、実はその子のタブレットばかり使って容量が減っていくという、ひねた見方ですがあり得ることかと。使用状況とかある程度見ないと、先ほどもありましたが、いじめとか、そんなところからのスタートで出てくるのかと。自分のものを使うと履歴が残り色々把握されてしまうのですが、他人のものだとわからないとか、今後の課題というか、そういうことって昔から多々あったんですね。タブレットに限らず。小学生ぐらいが考えそうなことなので気を付けてほしいと思います。

学校教育課長 そこは情報モラルの部分と人間関係の部分なので、やはり休み時間好きに使っていいとなると、教師の見えないところでの動きは、こちらも学校現場も不安もある。やはり最初の間は、子どもたちに先生がいるところでしか使えないという条件提示など学校でルールづくりはしていると思います。

教育長 最初はかなり厳しくし、状況を見て対応するという事です。ほかにも質問はありませんか。

ないようですので、議第39号宇佐市教育用情報端末機等の利用及び管理に関する要綱の制定については、承認とし、次に議第40号社会教育委員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。11Pをご覧ください。

社会教育課長 (詳細は議案に記載)

教育長 何か質問はありませんか。

ないようですので、議第40号社会教育委員の委嘱については、承認とし、次に、議第41号公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長 議第41号公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明します。12Pをご覧ください。

教育長 (詳細は議案に記載)

教育長 何か質問はありませんか。

ないようですので、議第41号公民館運営審議会委員の委嘱については、承認とし、次に報告第1項5月の行事等の予定について、各課に説明を求めます。

事務局 (詳細は議案に記載)

教育長 何か質問はありませんか。

その他ないでしょうか。

社会教育課長 コロナ関係で、公民館関係のカラオケサークル等につきましては、自粛要請の文書を発出しています。3団体ございましたが、すべて当面の間自粛するとの回答をいただいております。それから、声を発するというところで詩吟等につきましても電話にてお願いをしたところがございます。ほとんどの方が気にされていて、5月中は見合わせるとの声もいただいているところです。今後コロナが蔓延措置等になれば、その時点で対応を考えていきたいと思っております。

教育長 何か質問はありませんか。

ないようですので、次回教育委員会の日程について

事務局 次回教育委員会の日程について、5月24日午後2時から34会議室で如何でしょうか。

教育長 5月24日午後2時からでよろしいでしょうか。

各委員に諮り確認のうえ、第5回定例教育委員会の閉会を告げる

(閉会 午後3時2分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。